

吹田市保育所等利用調整基準の改正の骨子案

1 改正の概要

保育所・認定こども園・家庭的保育事業等（以下「保育所等」）の利用にあたり、各世帯の保育の必要度を定める吹田市保育所等利用調整基準（以下「利用調整基準」）について、国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものに改正するものです。

2 主な改正内容

（1）父母の利用調整指数合算による指数判定

指数の判定にあたっては、従来「主たる保育者」の状況に基づいて行っていましたが、新基準では父母の状況を合算し、合計の指数に基づいて判定することとします。なお、ひとり親の場合は、基本指数の最高点を加点します。

（2）指数の拡大及び細分化

基本指数・調整指数ともに現行の利用調整基準で設定している指数から概ね4倍の配点としたうえで、調整指数の項目を細分化及び「利用希望月前の半年以上、認可外保育施設等に週4日、かつ1日4時間以上預けている場合に加点調整」など新たな項目の追加をすることで、指数差が出やすくなるようにします。

（3）雇用型勤務における雇用形態（正規・非正規）による指数差の廃止

雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数判定を行うこととします。

（4）他市在住の保育士等の優先利用の拡大

市内保育所等が保育士確保を行いやすくなるよう、吹田市外に居住する、吹田市内の認可の私立保育所等で勤務する保育士等について、吹田市民と同等の利用調整を行うこととします。

（5）その他

調整指数の項目を追加、同点時の決定基準の適用順位入替を行います。

3 改正予定時期

改正後の利用調整基準については、令和元年9月1日から施行し、令和2年度の利用調整から適用します。